

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟

総会議事運営規程

昭和 59 年 12 月 12 日 制 定

(目 的)

第 1 条 この規程は、規約第 6 条に基づき、総会の議事運営について定め、総会の円滑な運営をはかることを目的とする。

(議事の開閉)

第 2 条 議事の開閉は、議長がこれを宣する。

(議事日程)

第 3 条 議長は、総会成立の定足数を確認し、議事日程を議場にはかり、その承認を受けなければならない。

(議事録署名人の選任)

第 4 条 議長は、議事録署名人 2 名を、出席した正会員の中から選任し、議場から承認を受けなければならない。

(書記の氏名)

第 5 条 議長は、書記 2 名を指名する。

② 書記は、議事の経過の記録、その他議長の指示する業務に従事するものとする。

(議案の説明)

第 6 条 議案は、提案者がこれを説明するものとする。ただし、必要ある場合は、職員に説明させることができる。

(動議の提出)

第 7 条 出席した正会員は、議事日程を妨げない限り、20 名以上の同意を得て動議を提出することができる。

② 前項の動議が提出されたときは、議長はこれを議案に供するか否かを、議場にはからなければならない。

(議案・動議の再提出禁止)

第 8 条 否決又は、撤回された議案及び動議は、同一総会において、再び提出することができない。

(議事の進行)

第9条 議長は、提出された議案について説明、討議、採決の順に、これを区分して、議事を進めなければならない。

(討議)

第10条 正会員は、討議事項を逸脱しない限り、自由に質問を行い、かつ意見を述べることができる。

② 質問は、簡潔、明瞭に行うものとする。

③ 意見は、感情、利害にとらわれず建設的に述べるものとする。

④ 正会員は、他の者の発言を不当に圧迫又は抑制してはならない。

(議長の職務)

第11条 議長は、議事日程に従い、議事を円滑に進行すると共に、議場の秩序を確立し、かつこれを維持しなければならない。

② 議長は、不穏当な言行等により、議事を妨げると認められた場合は、その者に退場を命ずることができる。

③ 議長は、正会員の発言を不当に制限してはならない。

(議事の確定)

第12条 議事は、1審議をもって確定する。

(採決)

第13条 出席した正会員は、必ず採決に加わらなければならない。ただし、出席正会員の一身上に関する採決の場合、議長は、定款第34条により議長は、その議事が終了するまで当該正会員を退場させることができる。

(採決の方法)

第14条 採決は、次のいずれかの方法によるものとする。ただし、議長が出席している正会員に対し、案件決定について異議の有無をただし、過半数(定款第17条第2項による議決は3分の2以上)が決定に賛成であることを確認したときは、採決によらないで決定することができる。

1 挙手

2 起立

3 投票

② 挙手、起立は、賛成者について行うものとする。ただし、必要ある場合

は、反対者について行うことも妨げない。

③ 投票は、この連盟より配布された用紙を用い、記名又は無記名で行う。

(修正案の採決)

第 15 条 修正案が提出されたときは、修正案を原案より先に採決する。

② 修正案が 2 つ以上あるときは、その趣旨が原案に最も異なるものから順次採決する。

(代理者の採決)

第 16 条 定款第 18 条により、代理者が採決に加わる時は、代理権を証する書面を提示しなければならない。

(採決結果の宣言)

第 17 条 議長は、第 14 条の規定により採決を行ったときは、賛否の数を調査確定し、その結果を議場に報告し、その案件の決定を宣しなければならない。

(指導助言の請求)

第 18 条 議長は、必要により出席している指導機関の者、若しくは学識経験者に対して、指導助言を求めることができる。

(その他の事項)

第 19 条 この規程に定めていない議事について必要な事項は、議長がその都度これを決める。

## 附 則

この規程は、昭和 59 年 12 月 12 日から施行する。

## 附 則 (平成 26 年 3 月 18 日一部改正)

この規程は、平成 25 年 12 月 2 日から遡及施行する。